

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員2名)

農業委員(14名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部博、
12番 遠藤讓一、13番 阿部進

推進委員(2名)

7番 奥水英治、12番 荒牧浩文

- 4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第27号 国土調査事業に伴う非農地証明願について
- (4) 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第15号 非農地証明願の提出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次
係長 松井 秀臣
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。3番 武田委員、5番 森田委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 続きまして、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 6ページ議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、7ページ農地法第5条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事件番号 1 番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 申請者からの説明もきちんと受けており、問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手し
てください。

委 員 なし。

議 長 ございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛
成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可するこ
とに決定いたします。

議 長 次に、議案第 27 号、国土調査事業に伴う非農地証明願について上程し
ます。事務局説明をお願いします

係 長 15 ページ議案第 27 号 国土調査事業に伴う非農地証明願につしまし
て、国土調査法に基づく地籍調査を実施した結果、非農地と認められる
用地として、承認を求めるものであります。

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明がありました。国土調査事業に伴う非農地証明願
について、ご質問、ご意見はありませんか。

委 員 この非農地証明願は定期的になされるものですか。

係 長 宮田・若宮地区ごとの順番に国土調査が実施されており、どちらかの地

区ごとに調査をしております。必ず毎年ではありませんが定期的にされると思います。

議 長 国土調査とは一生に一度調査を受けるものと捉えてください。

委 員 自分の土地について、ということですね。

委 員 国土調査で非農地判断される農地は、基本的に現況確認をしてのことですね。

係 長 その通りです。原則、農業委員会で行うものと同じ判断の仕方です。

議 長 他にありませんか。(・・・意見なし) 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 69ページ議案第28号 農用地利用集積計画の決定につきまして、70ページをご覧ください。農用地利用集積計画による利用権設定でございます。こちらは、機構への利用権設定です。

【説明】

続きまして、農用地利用権設定等計画一覧表です。71ページからをご覧ください。まず、(継続分)となります。

【説明】

新規分としては、72ページからとなり、13筆、7件、合計面積19,138㎡の利用権設定となっております。以上です。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 地域の人から金額をよく聞かれるが、個人のこのような内容を口外して

もいいものか。

- 会 長 毎年、広報紙で、市の賃借料の平均金額が公表されているはず。
- 事務局員 毎年1月広報で公表しております。施設園芸などを除いた賃借料の平均金額にJAのコメの単価をかけた金額で算定しています。
- 議 長 よろしいですか。他に無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。
- 議 長 次に日程第3、報告事項でございます。報告第14号、農地法第18条第6項の合意解約及び報告第15号、非農地証明願の届出について、事務局説明をお願いします。
- 係 長 74ページ報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、75ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き、76ページ報告第15号 非農地証明願届出について、77ページ、非農地証明願届出書（非農地証明）をご覧ください。非農地証明願いに伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

これらの土地につきましては、法務局において、最終判断され、農地以外の地目に変更・登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。以上となります。

- 議 長 ただ今の事務局からの報告、第14号及び15号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
- 委 員 なし。
- 議 長 質問、意見等が無いようです。これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。
以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりましたので会議

を終結いたします。